

兵庫労働局行政運営方針

明石海峡大橋 開通20周年

平成30年度



写真提供：本州四国連絡高速道路㈱

～ 働き方改革の推進 ～

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、そして再チャレンジを目指す方も、誰もが活躍できる社会「一億総活躍社会」を実現するための最大の鍵は「働き方改革」です。

兵庫労働局においては、働き方改革の推進を最重点課題とし、以下の対策に取り組めます。

1. 働き方改革の推進

- (1) 働き方改革の実現に向けた中小企業等への支援
- (2) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善
- (3) 非正規雇用労働者の正社員就職の促進
- (4) 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- (5) 人材確保対策の推進

2. 「働き方改革実行計画」等を踏まえた

労働者が安全で健康に働くことができる労働環境の整備

- (1) 「働き方改革実行計画」等を踏まえた働き過ぎ防止等に向けた取組の推進
- (2) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
- (3) 最低賃金制度の適切な運営と履行確保
- (4) 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・適正な処理

3. 女性の活躍推進

- (1) 女性活躍推進法の実効性確保
- (2) 育児・介護を行う労働者の両立支援の取組の推進
- (3) 女性の就職促進

4. すべての就業希望者の活躍推進

- (1) 若者の就職促進
- (2) 高齢者の活躍推進
- (3) 障害者の活躍推進
- (4) 生活保護受給者等の就職促進
- (5) 治療と仕事の両立

5. 地方自治体と連携した行政運営

- (1) 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進
- (2) 地方自治体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

兵庫労働局

(<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>)

労働基準監督署

ハローワーク

1. 働き方改革の推進

◆働き方改革の実現に向けた中小企業等への支援

「兵庫県働き方改革推進支援センター」の設置

中小企業・小規模事業者の働き方改革の実現に向けて、平成30年度から「兵庫県働き方改革推進支援センター」（以下「支援センター」といいます。）を新設します。

支援センターは、中小企業・小規模事業者における、①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした非正規雇用労働者の処遇改善、②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築及び生産性向上による賃金引き上げ、③人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善等による人手不足への対応、などの取組をワンストップで、総合的に支援することを目的として設置するものです。

支援センターにおいては、労務管理等の専門家を配置し、窓口や電話等で非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正及び生産性の向上による賃金引き上げなどに関する一般的な相談や、企業訪問による個別コンサルティングを通じた雇用管理改善、就業規則の見直し等に向けた技術的な助言・提案を行うとともに、各種セミナー等への専門家の派遣を行います。

各種助成金による支援

①時間外労働等改善助成金

（職場意識改善助成金より改称・拡充）

時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入及び年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減に取り組む中小企業に対し、就業規則の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入等の経費の一部を助成する「時間外労働等改善助成金」を支給します。

②業務改善助成金（拡充）

生産性の向上のための設備投資や外部専門家による経営コンサルティング等を行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた中小企業に対し、その設備投資等の経費の一部を助成する「業務改善助成金」を支給します。

③人材確保等支援助成金

平成30年度から、「職場定着支援助成金」、「人事評価改善

等助成金」及び「建設労働者確保育成助成金」の一部コースと、新たに創設される「設備改善等支援コース」を「人材確保等支援助成金」として統合し、人材不足解消に向けて、雇用管理改善や生産性向上に取り組み、一定の目標等を達成した企業に対し助成金を支給します。

④キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップや、非正規雇用労働者に正規雇用労働者と共通の賃金規定や諸手当制度を新たに適用するなど、賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り、賃金を引き上げた企業に対し「キャリアアップ助成金」を支給します。

また、平成29年度から創設された労働生産性向上に伴う助成額の割増制度や、平成30年度からの正社員化コース等に係る支給要件の一部改正等を周知し、更に利用を促進していきます。

金融機関との連携

平成29年度に「働き方改革についての包括連携協定」を締結した金融機関との一層の連携強化を図り、金融機関の店舗網を活用した中小企業・小規模事業者に対する情報発信を積極的に展開し、企業支援施策のより効果的な活用促進に取り組めます。

職業訓練による生産性向上等に資する人材開発の推進

ハローワーク等を通じて地域の職業訓練ニーズを把握し、兵庫県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫県支部へ体系的に提供するとともに、地域の関係者を参集した地域訓練協議会を活用して、兵庫県における公的職業訓練の総合的な計画を策定し、計画に沿った訓練機会の確保に努めます。

特に、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とする長期の訓練コースの設定を推進します。

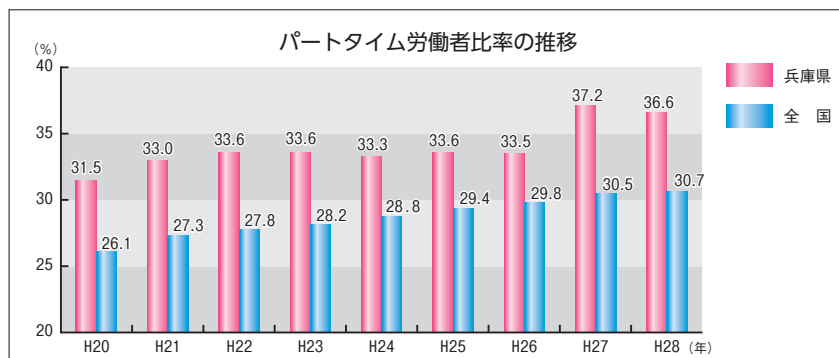
なお、訓練受講者に対しては、受講中から積極的に就職支援を行い、正社員での就職を促進します。

◆同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善

雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保するため、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の均等待遇及び均衡待遇に関する相談支援を行います。また、均衡のとれた賃金決定を行うための職務分析・職務評価の普及促進に向けて、職務分析・職務評価の実施ガイドラインの周知に努めます。

パートタイム労働者については、その働き・貢献に応じた待遇が確保され、一人ひとりが納得感の持てる公正な待遇が実現するよう、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等に係る指導に重点を置き、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

有期雇用労働者については、平成30年4月以降、無期転換の申込みが本格的にスタートしたことから、改正労働契約法の趣旨を踏まえた対応が行われるよう、あらゆる機会を捉えて無期転換ルール周知を図るとともに、同ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、啓発指導を行い同ルールの円滑な導入を推進してまいります。



注：事業所規模5人以上（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

◆非正規雇用労働者の正社員就職の促進

非正規雇用労働者の正社員就職・転換の促進や待遇改善の推進を目的に、兵庫労働局と兵庫県が平成27年10月27日に設置した「兵庫正社員転換・待遇改善実現本部」において、平成28年度から平成32年度を期間とする「兵庫正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定して、プランに沿った取組を推進しています。

なお、平成30年度は計画期間の中間年度に当たることから、取組の進捗状況を踏まえ、プランの見直しを行います。

期間中のプランの目標値と平成28年度の実績

項 目	目 標	H28年度実績	進捗率
ハローワークによる正社員就職・転換数	180,000人	32,934人	18.3%
ハローワークによる正社員求人の確保	700,000人	153,600人	22.0%
キャリアアップ助成金を活用した有期契約から正規雇用等への転換労働者数	6,500人	3,110人	47.8%
ユースエール認定企業の県内企業数	30社	2社	6.7%

◆柔軟な働き方がしやすい環境整備

仕事と子育て、介護の両立を可能とする等ワーク・ライフ・バランスの実現に資する働き方であるテレワークを普及推進するため、働き方・休み方改善コンサルタントを活用した周知を行います。

また、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」等を活用して、労働条件の明示、労働時間の適正な把握等の留意事項、就職規則の規定例及び好事例について周知を行います。

併せて、テレワーク等に取り組む中小企業事業主に対しては、時間外労働等改善助成金の支給により、テレワーク導入経費等を助成します。

副業・兼業については、平成30年1月に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改訂版モデル就業規則の周知を通じて、労働者と企業の双方が納得感を持って副業・兼業を進められるよう普及促進に努めます。

テレワーク実施上の効果及び課題

	企業（終日在宅勤務の場合）		労働者	
効果	従業員の移動時間の短縮・効率化	35.7%	仕事の生産性・効率性が向上	54.4%
	定型的業務の効率・生産性の向上	35.7%	通勤による負担が少ない	17.4%
課題	労働時間の管理が難しい	30.9%	仕事と仕事以外の切り分け	38.3%
	情報セキュリティの確保	27.3%	長時間労働になりやすい	21.1%

（資料出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査（平成27年）」

◆人材確保対策の推進

「人材支援総合コーナー」の設置

福祉分野のほか、建設、警備、運輸等の人手不足分野の職種については、求人者・求職者の両面から人材確保支援を行う総合専門窓口「人材支援総合コーナー」を設置し、求職者ニーズに基づいた求人者への求人充足に向けた助言や指導、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、業界団体との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催により人材確保を推進します。

ハローワークのマッチング機能の強化

求人が充足しにくい中小企業等に対しては、求人票の記載内容の見直しや条件緩和を積極的に提案して充足可能性の向上に努めるとともに、見直しが行われた求人に対しては、求人部門と職業相談部門が連携してマッチングを推進します。

2. 「働き方改革実行計画」等を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる労働環境の整備

◆「働き方改革実行計画」等を踏まえた働き過ぎ防止等に向けた取組の推進

過労死等防止対策の推進

過労死等の防止のための対策については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づき、地方公共団体と積極的な協力・連携を図りつつ、その効果的な推進を図ります。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

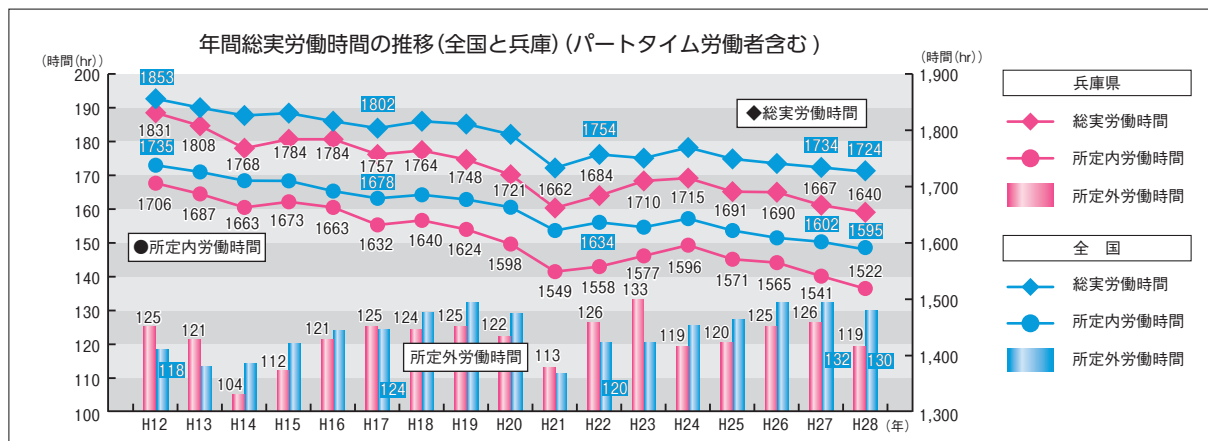
労働基準監督署に設置した特別チームを中心に、時間外労働時間が1か月当たり80時間を超えている疑いがある事業場や、過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する監督指導を強化し、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を行っている場合等の企業名公表等の取組を強化します。

また、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、重点監督の実施や、集中的な周知・啓発等の取組を行います。

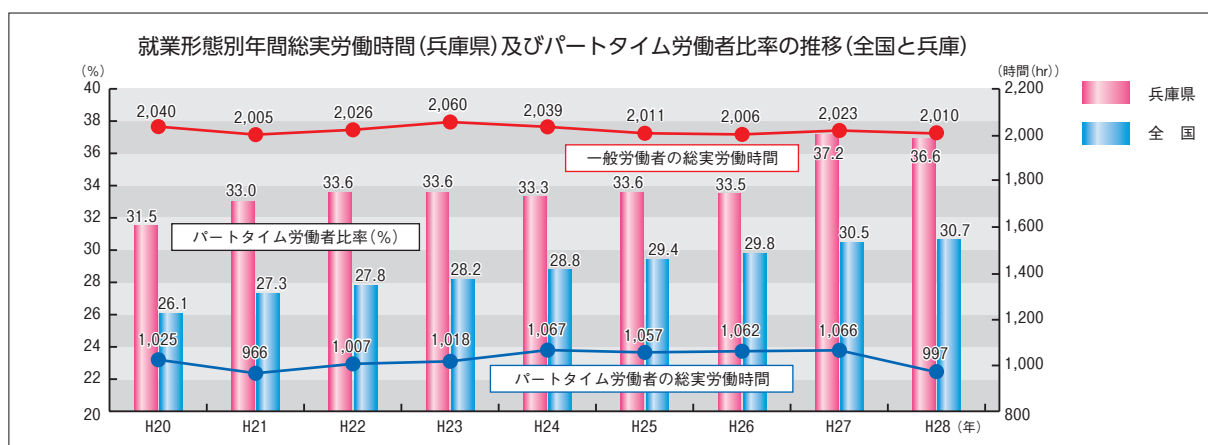


特別チーム編成による労働時間法制の見直しへの対応

労働基準監督署に特別チームを編成することにより、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行い、また、労働基準法等改正法の丁寧な周知を行います。



注：事業所規模5人以上 (資料出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」



注：事業所規模5人以上 (資料出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」

平成28年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督の結果

実施事業場数	893事業場
労働基準関係法令違反事業場数	649事業場 (72.7%)
違法な時間外労働があったもの	433事業場 (48.5%)
賃金不払残業があったもの	38事業場 (4.3%)

(資料出所)兵庫労働局発表

労働条件相談ホットライン
0120-811-610

夜間・土日にも無料でご相談をお受けしています。

法定労働条件の確保等

基本的労働条件の確立・定着に向け、管内事業場に対する労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど、厳正に対処します。

◆労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

第13次労働災害防止計画の推進

兵庫第13次労働災害防止推進5カ年計画(以下「13次防」といいます。)に基づき、初年の平成30年は、13次防の周知と目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

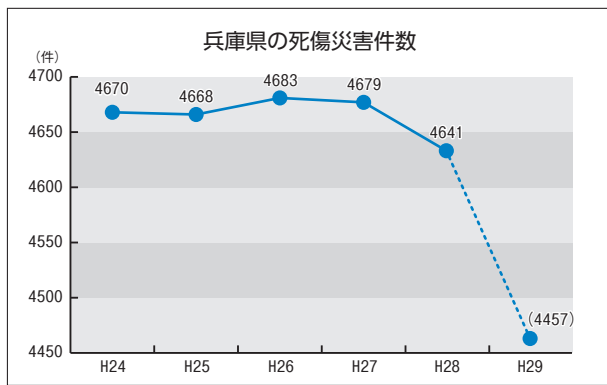
特に、安全確保の最重点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の大幅削減に取り組みます。

また、昨年増加した建設業における死亡災害を減少させるため、フルハーネス型安全帯の使用の徹底を図り、墜落・転落災害の防止対策を推進します。

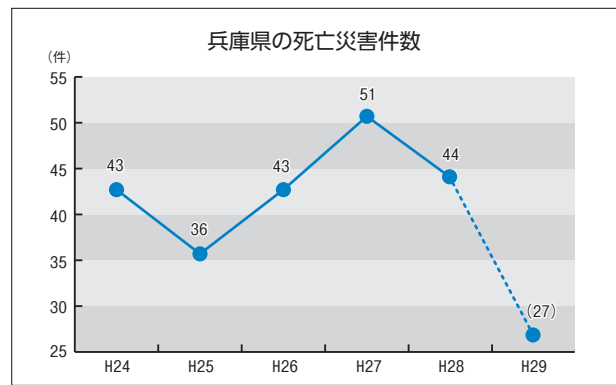
製造業においては、「製造業安全対策官民協議会」において、リスクアセスメントの有効性等に関する分析結果等を公表し、平成30年度中にリスクアセスメントの共通手法や安全衛生教育の共通手法等の検討結果を順次公開予定であるため、これらを活用し、各業界団体や事業場での自主的な取組を促進します。

ゼロ災兵庫





注：H29年はH30.1月末現在速報値（資料出所）兵庫労働局「労働者死傷病報告」



注：H29年はH30.1月末現在速報値（資料出所）兵庫労働局「労働者死傷病報告」

職場におけるメンタルヘルス対策・健康管理対策

ストレスチェック実施の徹底を図るため、引き続き、労働者50人以上の事業場に対して重点的な指導を行うとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、取組事例の周知や助成金制度の利用勧奨を行い、その適切な実施を促進します。

また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センターとの連携等により、健康管理対策を推進します。

ストレスチェックの実施状況（兵庫県）

ストレスチェックの実施率	83.3%
労働者の受検率	79.6%
受検者のうち医師の面接指導を受けた者	0.6%
集団分析の実施率	78.9%

注：実施率は労働者50人以上の事業場の結果報告提出率、受検率は実施した事業場の労働者数を100としている。（資料出所）兵庫労働局発表（平成29年7月末集計）

◆最低賃金制度の適切な運営と履行確保

経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、兵庫地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金の周知・広報に努めます。

また、その履行確保のための監督指導を行います。

兵庫県内の最低賃金

地域別最低賃金の件名	時間額	効力発生日
兵庫県最低賃金	844円	平成29年10月1日
特定（産業別）最低賃金の件名	時間額	効力発生日
兵庫県塗料製造業最低賃金	932円	平成29年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	922円	同 上
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	900円	同 上
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	852円	同 上
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	933円	同 上
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	855円	同 上
兵庫県自動車小売業最低賃金	861円	同 上
兵庫県繊維工業最低賃金	844円	平成29年10月1日発効の兵庫県最低賃金为上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。
兵庫県各種商品小売業最低賃金	844円	

最低賃金、確認した？

兵庫県 最低賃金が改定されました。

平成29年10月1日から

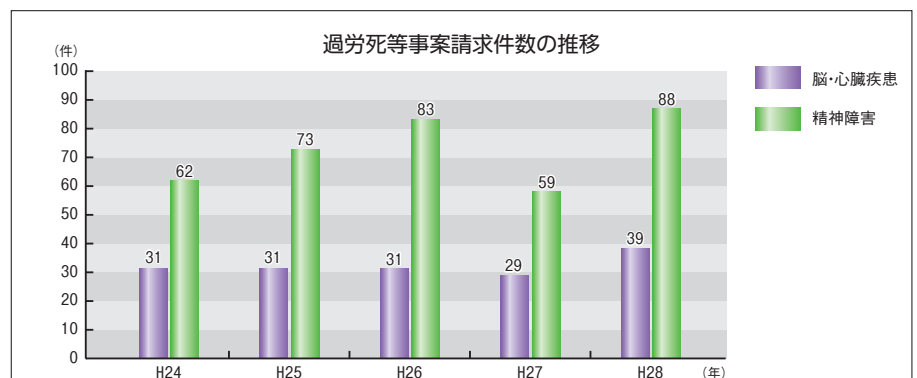
844円

25%UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

◆過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・適正な処理

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の事務処理に当たっては、被災労働者や遺族の方々が置かれている状況に十分配慮し、懇切丁寧な対応を行い、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。



（資料出所）厚生労働省発表

3. 女性の活躍推進

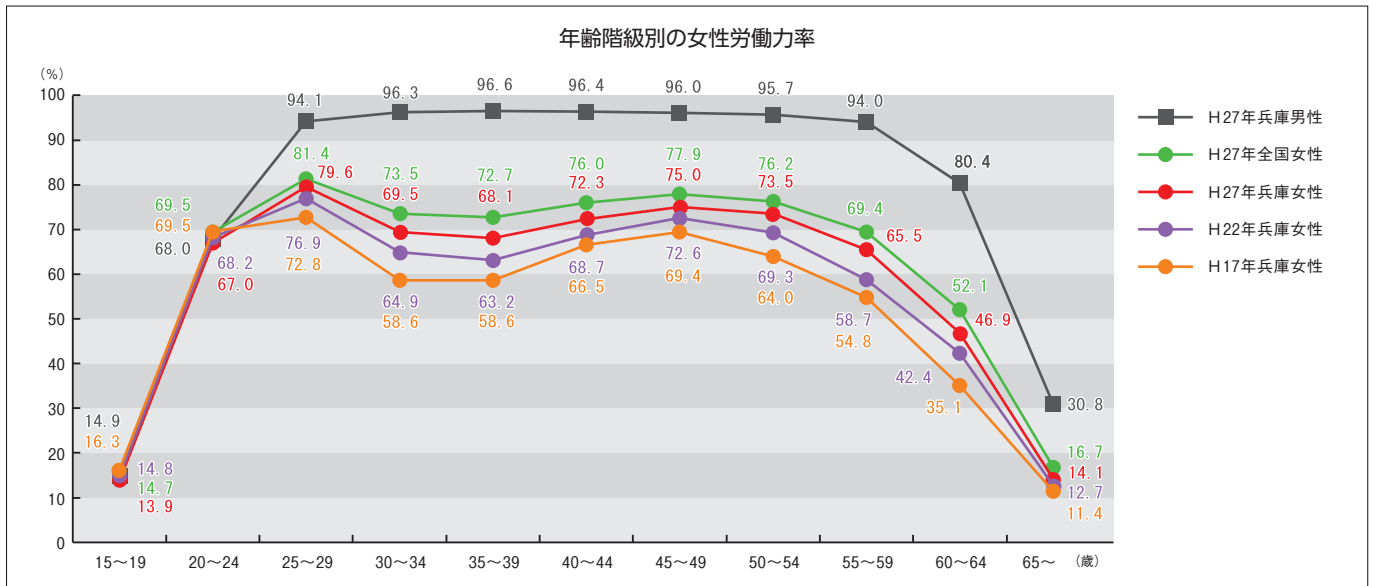
◆女性活躍推進法の実効性確保

「国勢調査」によると、平成27年の兵庫県の女性の雇用者は95万人（全国2,214万人）となり、雇用者総数に占める女性の割合は45.0%と全国平均（44.8%）をやや上回っていますが、女性の労働力率は46.9%で全国平均（50.0%）を下回り、全国45位となっています。

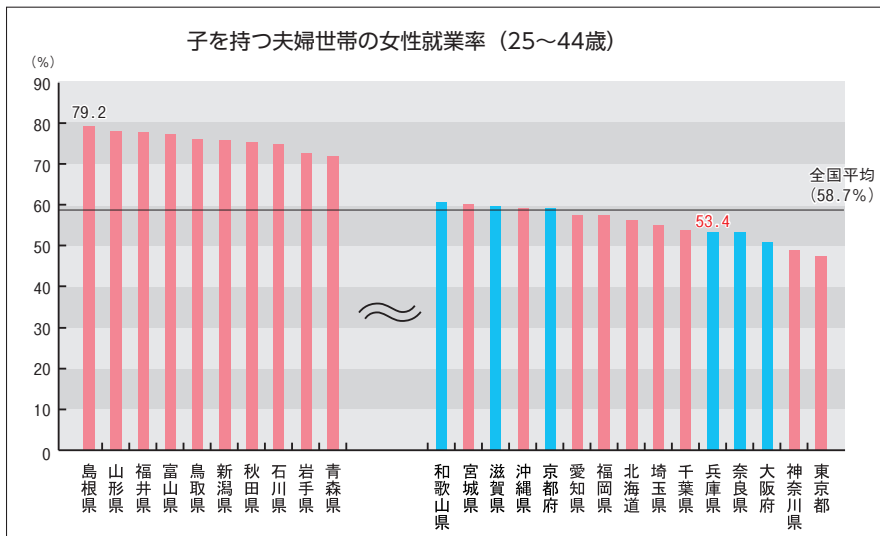
また、平成27年の兵庫県の女性の労働力率を年齢階級別にみると「25歳～29歳」79.6%（全国81.4%）と「45歳～49歳」75.0%（全国77.9%）を左右のピークとし、「35歳

～39歳」68.1%（全国72.7%）を底とするM字カーブを描き、すべての年齢階層で全国平均を下回り、特に、M字の底となる「35歳～39歳」では全国平均より4.6ポイント低くなっています。

さらに、平成27年の25歳～44歳の子を持つ夫婦世帯の女性就業率は53.4%と全国平均（58.7%）を下回り、全国43位となっており、育児期の女性が働きやすい環境の整備が必要です。



（資料出所）総務省「国勢調査」



（資料出所）総務省「国勢調査」（平成27年）



認定マーク「えるぼし」

< 1段階目 > < 2段階目 > < 3段階目 >



女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定・届出等が義務付けられている301人以上の企業について、同法に基づく取組の実効性の確保を図るとともに、行動計画の策定・届出等が努力義務となっている300人以下の中小企業については、働き方改革の推進のための啓発の機会などあらゆる機会を捉えて、女性の活躍推進の取組を促します。

併せて、「女性の活躍推進企業データベース」が、スマート

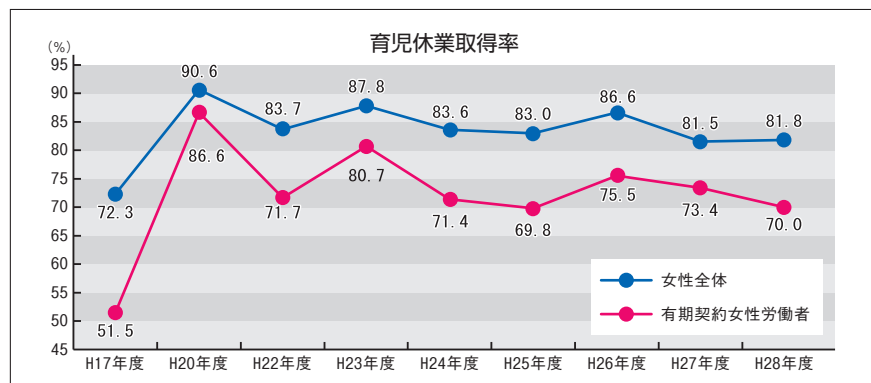
フォン対応により利便性が向上し学生などの利用の増加が見込まれることから、女性活躍推進の取組をアピールする場として、女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表するよう促します。

さらに、多くの企業が厚生労働大臣の認定「えるぼし」を目指すよう、認定申請に向けた取組を支援します。

◆育児・介護を行う労働者の両立支援の取組の推進

希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロに向け、育児休業や介護休業等取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された改正育児・介護休業法について履行確保を図るとともに、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等について総合的な対策を講ずるよう事業主に促します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の届出が義務化されている101人以上の企業について届出率100%を確保するため、未届出企業に対しては督促を行うとともに、取組が優良な事業主が厚生労働大臣の認定（くるみん）（プラチナくるみん）を取得するよう、認定申請に向けた取組を支援します。



(資料出所) 雇用均等基本調査(厚生労働省雇用環境・均等局)

認定マーク “くるみん”



◆女性の就職促進

子育て女性等の就業率向上を図る上で、一人ひとりの希望や状況に応じてきめ細かく支援して行くことが必要であるため、子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方公共団体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施するマザーズハローワーク事業を推進します。

また、妊娠・出産、育児または介護を理由として退職した労働者の復職支援に取り組む事業主に対する支援として、「両立支援助成金 再雇用者評価処遇コース」を活用し、離職者に対する再就職支援措置と効果的に連携します。

子育て等によるブランクのある求職者については、再就職に資する実践的な訓練コースの設定を図るとともに、育児等の時間に配慮し、一日の訓練時間数を短くした短時間訓練や託児サービス付訓練の推進を図ります。また、雇用保険の受給資格者が職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用した場合、費用の一部が支給される制度を活用するなど再就職支援を推進します。

なお、マザーズハローワークにおいては、職業訓練に係る相談、情報提供、職業訓練受講給付金の支給、訓練修了者に対する就職支援といった一連の支援をワンストップで提供します。

4. すべての就業希望者の活躍推進

◆若者の就職促進

新卒応援ハローワーク等において、新卒者等に対する就職活動準備、正社員求人情報提供等の学卒ジョブサポーターによる個別支援を徹底するとともに、企業に対しては良質な求人提出と既卒3年以内の者を新卒扱いとするよう積極的に働きかけます。また、大学等への定期的な訪問等により就職状況を把握し、未内定就活生に対しては職業紹介を含む出張相談やセミナーの実施、正社員求人情報の提供等個々のニーズに沿ったきめ細やかな就職支援を行います。さらに、大学等と連携して新卒応援ハローワーク等の周知広報を行うとともに、正社員求人対象就職面接会を積極的に開催するなど、未内定者・未就職卒業者に対する「正社員就職をあきらめさせない」継続的な個別支援を行い、新卒者等の正社員就職を促進します。

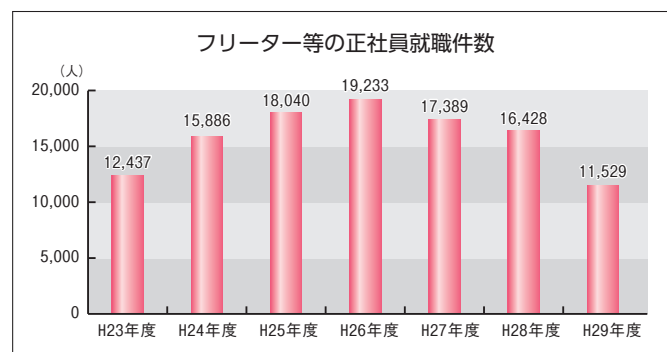
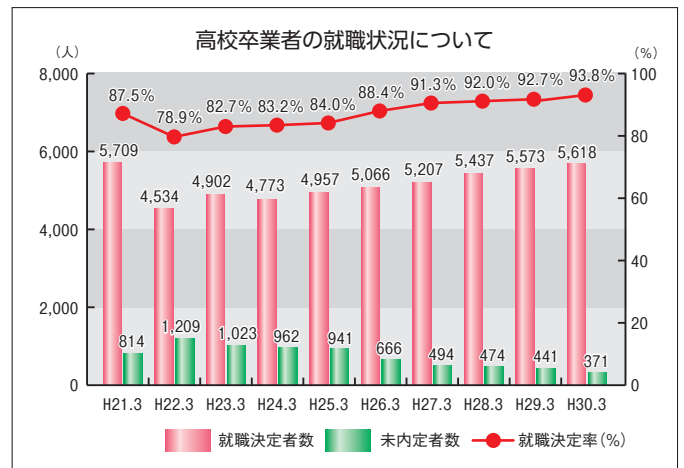
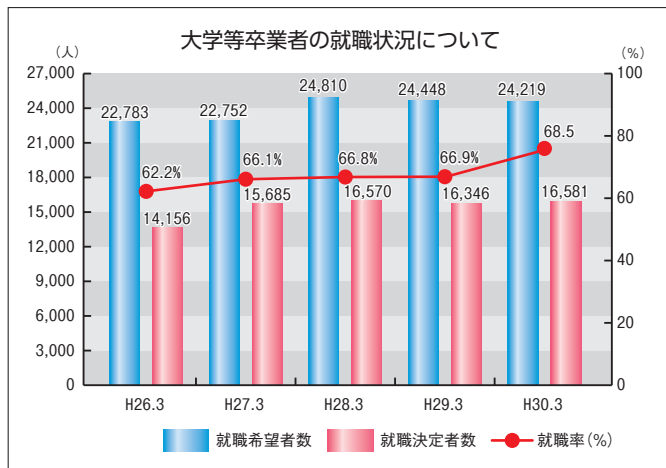
また、兵庫県の施策である県内企業への地元就職、あるいは

進学先からのUターン就職への取組に、積極的に連携・協力を行います。

フリーター等に対しては、わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介を実施するとともに、セミナーの開催、トライアル雇用制度の積極的な活用、職業訓練の適切な受講あっせん等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

さらに、離転職を繰り返す不安定就労者に対しては、公共職業訓練の受講を通じてスキルアップを図るとともに、国家資格の取得を目指す長期の訓練（長期高度人材育成コース）を拡充し、正社員での就職を目指します。

加えて、35歳以上の不安定就労者については、「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」も活用しながら正社員就職の促進を図ります。



◆高年齢者の活躍推進

企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、高年齢者雇用確保措置未実施企業への指導を徹底するとともに、高年齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金等、高齢者雇用に関する支援制度を積極的に活用し、企業における65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長などの確保措置の導入に向けた環境整備を図っていきます。

高年齢者に対する再就職支援の強化

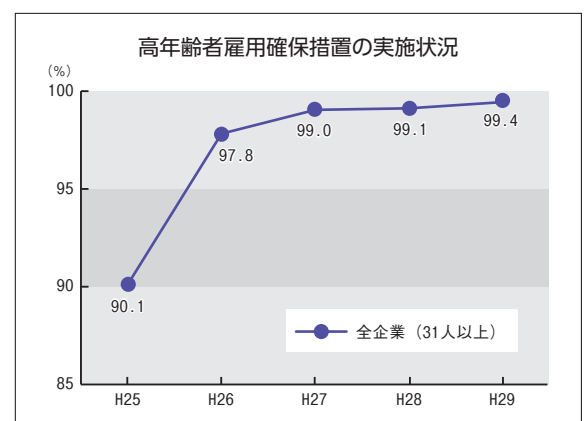
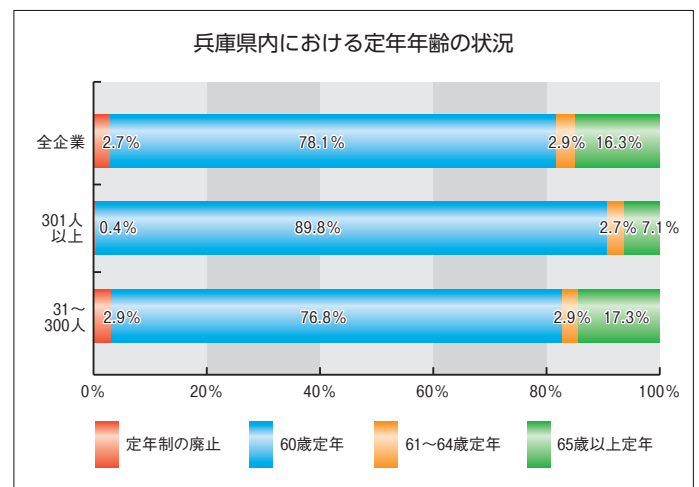
これまで県内5か所のハローワーク（神戸所、灘所、姫路所、明石所及び西神所）に、以下の①～③を特長とする「生涯現役支援窓口」を設置していましたが、新たに4か所（尼崎所、西宮所、加古川所及び伊丹所）を増設し、再就職を目指す55歳以上の方を対象に各種サービスを行うとともに、特に65歳以上の者を重点的に支援します。

- (ア) シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供
- (イ) 多様な就業ニーズなどに応じた情報提供
- (ウ) シニア世代に適した、各種ガイダンスの実施

兵庫県内における新規求職者の推移

	年齢計	うち 55～64歳	年齢計に 占める割合	うち 65歳以上	年齢計に 占める割合
24年度	270,439	40,865	15.1%	17,082	6.3%
25年度	260,148	38,140	14.7%	19,417	7.5%
26年度	245,974	35,420	14.4%	21,270	8.6%
27年度	231,765	34,559	14.9%	21,661	9.3%
28年度	215,939	33,162	15.4%	21,972	10.2%

(資料出所) 兵庫労働局「一般職業紹介状況報告」



◆障害者の活躍推進

雇用率達成に向けた適切な指導・支援の実施

年間を通じて計画的、効果的に雇用率達成指導を行います。特に兵庫労働局においては未達成企業のうち約6割が一人も障害者を雇用していない企業であることから、これらの企業の状況の把握を行い、個々の実態を踏まえた指導を行います。

また、障害者を一人も雇用していない企業には中小企業が多いことから、中小企業を主な対象とした面接会等を実施するなど、中小企業に対してきめ細かい支援を行うとともに、一層の障害者雇用を促進します。

改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

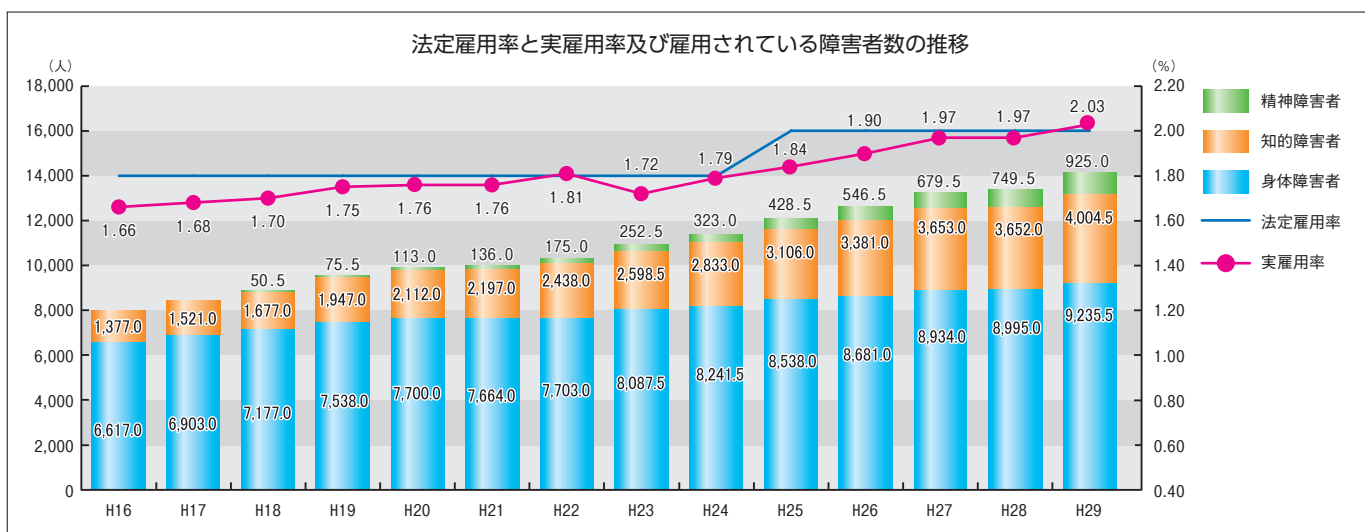
平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が2.2%となることを踏まえ、雇用継続に課題を抱える者の多い精神障害者に対し、雇入れ時の支援に加え、雇入れ

後の職場定着支援についても充実・強化を図ります。

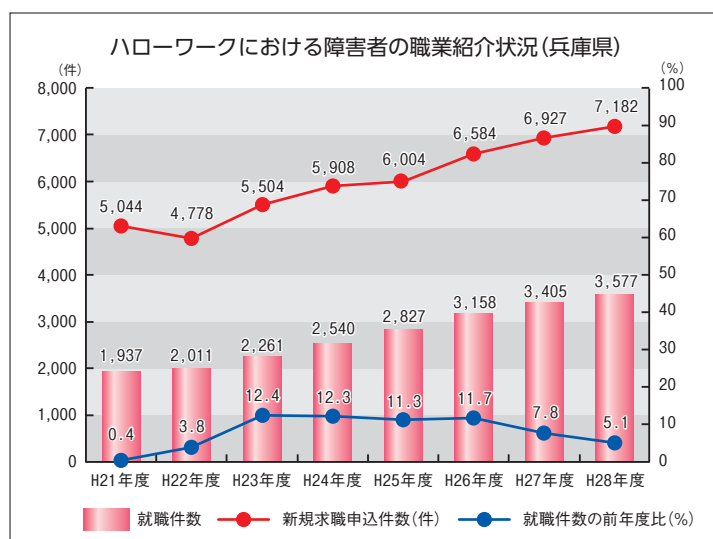
また、平成28年4月から施行されている改正障害者雇用促進法の規定に基づく、雇用の分野における障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供義務に係る周知等を引き続き適切に実施します。

多様な障害特性に応じた就労支援の推進

精神障害者、発達障害者、難病患者等に対して、職場実習「いっば」の活用や、ハローワークに配置する専門のスタッフによる支援（精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーター、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者コース）の活用、障害者就業・生活支援センターによる雇用前から雇用後までの一貫した支援等、障害特性に応じた就労支援を推進します。



(資料出所) 兵庫労働局 平成29年「障害者雇用状況」集計結果

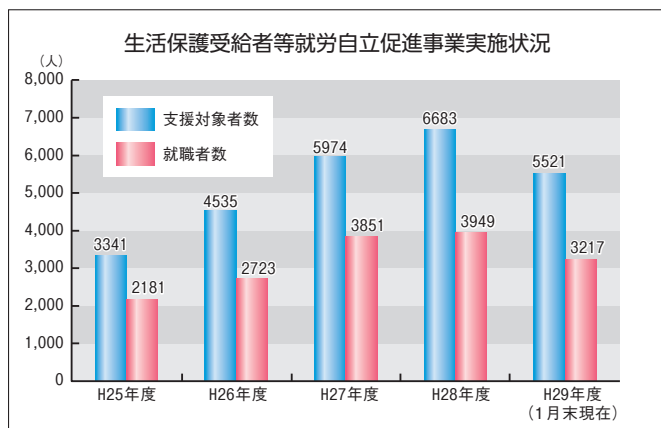


(資料出所) 兵庫労働局「一般職業紹介状況報告」

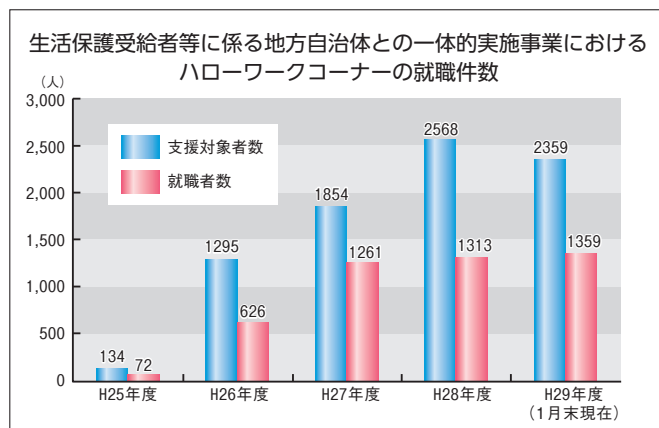
◆生活保護受給者等の就職促進

生活保護受給者等の生活困難者に対しては、地方自治体とハローワークが一体的に実施する就職支援窓口を増設するなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を図るとともに、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等

雇用開発コース）の支給により事業主の生活保護受給者等を雇用するインセンティブを高めるほか、職場定着支援を充実・強化することにより、生活困窮者等の就労による自立を促進します。



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

◆治療と仕事の両立

疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進を図るため、次の取組を実施します。

①ガイドラインの周知啓発

治療と仕事の両立支援については、兵庫産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）と連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行うほか、事業者に対する助成金制度について周知、利用勧奨を行います。

②地域両立支援推進チームの運営

労働局に設置の「兵庫県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（兵庫県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

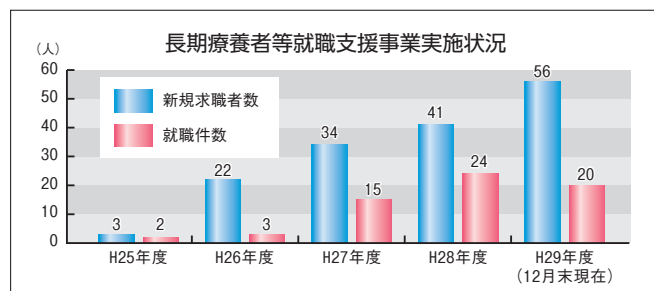
③産保センターの活用

産保センターにおいて提供する事業場への個別訪問指導や労災病院等への出張相談窓口など各種支援サービスの周知、利用勧奨を行います。

がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化等

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、拠点となるハローワークに専任の就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等と連携した出張相談やセミナー、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援や就職後の職場定着支援、希望する労働条件に応じた求人開拓・条件緩和指導を実施する長期療養者等就職支援事業を推進します。

また、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について関係機関と連携し確実な周知を図ります。



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

5. 地方自治体と連携した行政運営

◆地方自治体と連携した地域雇用対策の推進

県内自治体と効果的に雇用施策に取り組めるよう、雇用対策協定の締結や一体的実施事業、また自治体の行う無料職業紹介へのハローワークの求人情報等の提供を推進します。

また、県内企業への就職を促進する各自治体による取組に対して、就職面接会の共催等積極的に連携、協力を行います。

さらに、生活保護受給者等の生活困難者に対しては、地方自治体とハローワークが一体的に実施する就職支援窓口（県内10か所（平成30年1月末現在））及び各福祉事務所等に臨

時で設置している巡回相談窓口等を最大限活用し、個々の求職者の状況に応じた職業相談や適切な職業訓練の受講あっせん等就労支援の充実を図るとともに、就職後の定着を支援することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。

また、兵庫県・事業主団体・有識者等により組織した兵庫地域訓練協議会などを活用し、地域の人材ニーズに沿った訓練コースを設定し、効果的な職業能力開発を推進します。

◆地方自治体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

地域の実情に応じた働き方改革を進め、非正規雇用労働者の処遇改善をはじめとする労働環境の整備、女性の活躍推進等に向けた機運が高まるよう、あらゆる機会を通じ情報発信

するとともに、地方自治体、労使団体及び金融機関等の関係者から構成される会議を継続的に開催し、連携の強化に努めます。

各種労働相談に対する的確な対応

●総合労働相談コーナーにおける相談の対応

県下の労働基準監督署及び労働局の総合労働相談コーナーにおいて、専門の相談員が労働者や事業主からの労働問題に関するあらゆる分野の相談に応じるワンストップサービスを実施します。

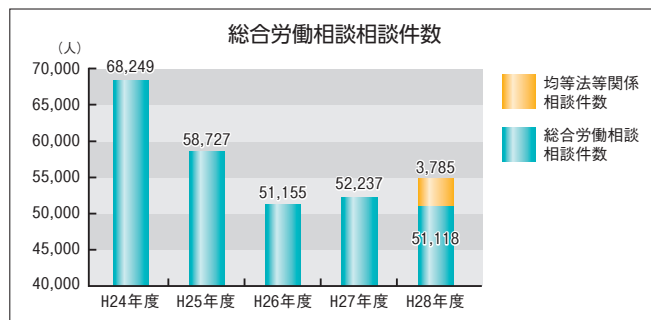
●個別労働紛争の解決の促進

▶助言・指導

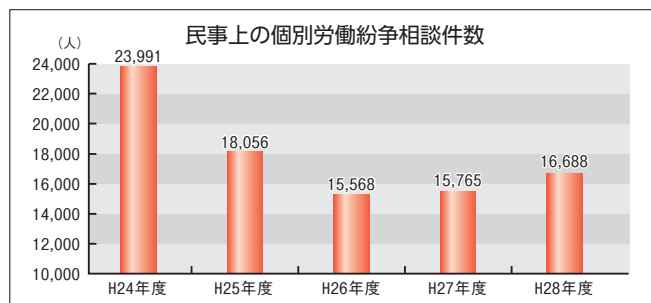
総合労働相談コーナーでは、紛争当事者の申出に基づき、問題点や解決の方向性を示すなど、紛争当事者間の自主的な紛争解決を支援します。

▶あっせん

弁護士等の労働問題の専門家であるあっせん委員が、公正・中立な第三者として紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図ります。



(資料出所) 兵庫労働局発表



(資料出所) 兵庫労働局発表

◆兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15F
TEL. 078-367-0850

◆各労働基準監督署内 総合労働相談コーナー

県下すべての労働基準監督署（裏面参照）に設置しています。最寄りのコーナーをご利用ください。

◆無期転換ルール特別相談窓口

労働契約法第18条に基づく有期契約労働者の「無期転換ルール」に関する相談については下記まで
TEL. 078-367-0820

労働保険料の適正な徴収等

●労働保険料の適正な徴収等

労働保険制度の信頼性及び費用負担の公平性を確保するため、労働保険料の適正徴収を図るとともに、労働保険制度の一層の周知に努め、未手続事業の一掃対策を推進します。

●口座振替制度

口座振替制度は、金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができる等、事業主の利便性の向上に寄与することから、各種通知の機会を活用し周知に努めます。

●電子申請の利用促進

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）に社会保険関連手続のオンライン申請利用率の大幅な改善が盛り込まれたことを踏まえ、兵庫県社会保険労務士会等及び事業主に対して利用勧奨、利用に伴う説明・相談業務等を行い、更なる電子申請の利用促進に努めます。

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス! <http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」電子申請についての利用案内が掲載されています。



○兵庫労働局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー14・15・16・17F

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準監督署

- ① 神戸東労働基準監督署 (078)332-5353
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階
- ② 神戸西労働基準監督署 (078)576-1831
〒652-0802 神戸市兵庫区水木通10-1-5
- ③ 尼崎労働基準監督署 (06)6481-1541
〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階
- ④ 姫路労働基準監督署 (079)224-1481
〒670-0947 姫路市北条1-83
- ⑤ 伊丹労働基準監督署 (072)772-6224
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- ⑥ 西宮労働基準監督署 (0798)26-3733
〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎
- ⑦ 加古川労働基準監督署 (079)422-5001
〒675-0017 加古川市野口町良野1737
- ⑧ 西脇労働基準監督署 (0795)22-3366
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- ⑨ 但馬労働基準監督署 (0796)22-5145
〒668-0031 豊岡市大手町9-15
- ⑩ 相生労働基準監督署 (0791)22-1020
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- ⑪ 淡路労働基準監督署 (0799)22-2591
〒656-0014 洲本市桑間280-2

公共職業安定所（ハローワーク）

- ① 神戸公共職業安定所 (078)362-8609
〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1
- ② 神戸港労働出張所 (078)351-1671
〒650-0042 神戸市中央区波止場町6-11
- ③ 三田出張所 (079)563-8609
〒669-1531 三田市天神1-5-25
- ④ 灘公共職業安定所 (078)861-8609
〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2
- ⑤ 西神公共職業安定所 (078)991-1100
〒651-2273 神戸市西区梶台5-3-8
- ⑥ 尼崎公共職業安定所 (06)7664-8609
〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階
- ⑦ 西宮公共職業安定所 (0798)75-6711
〒662-0862 西宮市青木町2-11
- ⑧ 伊丹公共職業安定所 (072)772-8609
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- ⑨ 明石公共職業安定所 (078)912-2277
〒673-0891 明石市大明石町2-3-37
- ⑩ 加古川公共職業安定所 (079)421-8609
〒675-0017 加古川市野口町良野1742
- ⑪ 西脇公共職業安定所 (0795)22-3181
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- ⑫ 姫路公共職業安定所(姫路本庁舎) (079)222-8609
〒670-0947 姫路市北条字中道250
- ⑬ // (姫路大手前庁舎) (079)222-4785
〒670-0902 姫路市白銀町50 日本生命姫路ビル3階
- ⑭ 龍野公共職業安定所 (0791)62-0981
〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48
- ⑮ 相生出張所 (0791)22-0920
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- ⑯ 赤穂出張所 (0791)42-2376
〒678-0232 赤穂市中広字北907-8
- ⑰ 豊岡公共職業安定所 (0796)23-3101
〒668-0024 豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎
- ⑱ 香住出張所 (0796)36-0136
〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1

総務部	総務課	(078)367-9000
	労働保険徴収課(徴収関係)	(078)367-0780
雇用環境・均等部	労働保険徴収課(適用関係)	(078)367-0790
	企画課	(078)367-0700
労働基準部	指導課	(078)367-0820
	監督課	(078)367-9151
	安全課	(078)367-9152
	健康課	(078)367-9153
	賃金室	(078)367-9154
	労災補償課	(078)367-9155
	(審査官室)	(078)367-9156
	(医療係)	(078)367-9157
	職業安定課	(078)367-0800
	職業対策課	(078)367-0810
職業安定部	需給調整事業課	(078)367-0831
	訓練室	(078)367-0801



- ⑲ 八鹿出張所 (079)662-2217
〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1
- ⑳ 和田山分室 (079)672-2116
〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2
- ㉑ 柏原公共職業安定所 (0795)72-1070
〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569
- ㉒ 篠山出張所 (079)552-0092
〒669-2341 篠山市郡家403-11
- ㉓ 洲本公共職業安定所 (0799)22-0620
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階